

非侵害判断の原判決を取消して特許権侵害を肯定した 知財高裁判決

知財高裁平成30年3月26日判決・平成29年（ネ）第10092号

知的財産事例研究会
弁護士 山崎 道雄

第1 はじめに

本件は、特許第4392352号特許権（以下、判決と同様に「352特許権」といい、その特許を「352特許」という。）を有する原告（控訴人）が、被告（被控訴人）に対し、被告による被告製品の製造、輸出、販売が352特許権等を侵害するとして、その製造等の差止めを求めた事案である。なお、本件では、352特許権のほか、特許第4634714号に係る特許権も対象となったが、本稿では、割愛する。

本件において、352特許関係では、文言侵害、均等侵害、進歩性欠如を理由とする特許無効の抗弁が争点となったが、第一審判決（東京地裁平成29年8月31日判決・平成28年（ワ）第13239号）は、文言侵害及び均等侵害のいずれも否定して、原告の請求を棄却した。これに対し、控訴審判決（知財高裁平成30年3月26日判決・平成29年（ネ）第10092号）は、文言侵害を認めて、原告の請求を認容した。

本件は、対象特許発明の背景技術が若干難解であるものの、文言侵害で争点となった部分のみであれば比較的シンプルなものであるところ、東京地方裁判所知的財産権部及び知的財産高等裁判所といった専門庁の間で侵害／非侵害の結論が分かれたものであり、この点だけを見ても興味深い事案である。

以下、事案を詳論し、東京地裁判決と知財高裁判決とで判断を異にした要因を中心に考察する。

第2 本件発明1及び被告製品の概要

1 本件発明1について

(1) オルタネータについて

本件の対象発明は、特許請求の範囲・請求項11に係る特許発明であり、発明の名称を「オルタネータ、またはオルタネータ／スタータの後部に一体化された電力電子装置を冷却する装置」とするものである（以下「本件発明1」という。）。

ここで、「オルタネータ」とは、自動車やバイクに搭載されているもので、自動車等に電気を供給するため、エンジンにより駆動された回転エネルギーを電気エネルギーに変換する発電機のことである。オルタネータは、ロータとその周囲にステータコイルを具備しているところ、ロータは、ファンベルト、プーリーを介して伝わるエンジンからの動力によって回転し、その回転運動が電気を生み出す。

オルタネータの発電機としての位置づけを極々簡略化すると、自動車等では、エンジンキーを操作すると、バッテリーの電力を使用して、スタータ（セルモータ）が稼働し、スタータ（セルモータ）によりエンジンが始動する、そして、エンジンの動力を利用し、ローターが回転してオルタネータが発電する、このオルタネータで発電された電気によりバッテリーが充電される他、エアコンや灯火類、車内オーディオ等に電気を供給する、というものになる。

(2) 従来技術1

ロータの回転運動によって生じるのは、交流電流であり、これを自動車内の機器に使用するには、交流電流を直流電流に整流する整流器が必要となる。

従来より、オルタネータの後部に、ダイオードを有するブリッジ整流器を取付ける構成が知られている。このブリッジ整流器のダイオードは、約150Wのエネルギーを拡散しているため、その過熱を防ぐべく、これを冷却する必要がある。そして、352特許の明細書（以下「本件明細書」という。）では、従来技術として、

- ・ブリッジ整流器が備えるダイオード（冷却対象）を冷却するために、これを熱放散ブリッジに取り付ける（本件明細書段落【0009】）。
- ・熱放散ブリッジに開口部を設け、内部に冷却空気が循環するようにする（本件明細書段落【0009】）。
- ・熱放散ブリッジの上面に冷却フィンを設ける（本件明細書段落【0011】）。

という構成が紹介されている。

より具体的には、以下の図を参照されたい。下左図は、当該従来技術を示す本件明細書の〔図1〕であり、下右図は、下左図の破線丸囲み部分の拡大したものである。部材の名称等は、筆者が付したものである（以下、図面を引用する場合は同じ。）。

ダイオード9が冷却対象であり、これを熱放散ブリッジ10に取り付ける。熱放散ブリッジ10には、スロット10a、10bが設けられ、また、その上方にあるコネクタ14、カバー11及び下方にある後部軸受4にもスロット（開口部）を設ける。さらに、熱放散ブリッジ10には、冷却フィン13を形成する。当該構成により、ダイオード9は、熱放散ブリッジ10、冷却フィン13を通じて熱が発散され、また、スロットを設けたことによる空気循環により、過熱を防止するのである（以下「従来技術1」という。）。